

2010年5月31日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 青木 雄二

「退職給付に関する会計基準（企業会計基準公開草案第39号）」及び「同適用指針（公開草案第35号）」（2010年3月18日）に対する意見

前略 いつもお世話になり有り難く御礼申し上げます。

さて、貴委員会の首題の公開草案に対する意見をお送りいたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

草々

1. 退職給付債務の計算（第16項）

- ・ 第16項の表現は現行の会計基準を基本的に踏襲したものではあるが、内容が抽象的である。2009年1月22日付け「退職給付会計の見直しに関する論点整理（公開草案）」に対する私のコメントでも記載したことであるが、米国基準及びIAS19に記載されている「将来予測単位積増方式」（projected unit credit method）を想定し、それで実務が動いているにも拘わらず、「将来予測単位積増方式」の表現が見当たらない。何故この表現を記載しないのか。
 - 用語の問題であるが、論点整理の段階から「予測単位積増方式」という表現が使われているが、内容をよりの確に表現する上では「将来予測単位積増方式」の方が優れていると考える。
 - 基準の注3.で「退職給付債務は原則として個々の従業員ごとに計算する。」と記載されている。現実の計算は年金数理計算（将来予測単位積増方式）で行われるが、個々の従業員ごとに計算することはなく、従業員にある種のグルーピングを行って計算しているのではないかと思われる。もしそうであれば、この「原則」の表現は削除した方が良いのではないか。

2. 退職給付見込み額の期間帰属（第19項）

- ・ 本公開草案では、従来からあった「勤務期間定額基準」に加えて、「給付算定式に従う方法」が記載されている。

- ・ 「給付算定式に従う方法」は基準及び適用指針の公開草案を読む限り、具体的な内容が分かりにくい。
 - 適用指針の設例2の状況は、日本ではほとんどあり得ない状況を示しており、日本で通常見られる退職給付の算定方法（すなわち、勤続年数と退職時に近い時点の給与、退職事由等によって退職給付が算定される状況での方法）でどのように算定されるかを示すべきである。
 - これは ISA19, para.65 に記載された accrued benefit method pro-rated on service を想定したものであるのか。
 - もし、そうであればこれは将来予測単位積増方式の中の一つの方式であるはずだが、公開草案ではその点も明らかではないが、明記すべきである。
- ・ 「給付算定式に従う方法」の内容が上記のようにはっきりしないが、これをこの公開草案で期間帰属の方法に付け加える必要があるのか。
 - 勤務期間の後年度に負担が大きくなる場合には、給付額が定額で生じるように補正すると但し書きがあるが、補正が必要になる限界の見極めが余計な判断を伴う。
 - 近年の企業の退職給付の算定方法は労働の需給関係や少子高齢化、団塊の世代への対応で後年度に大きな負担増になるケースは減ってきてはいるので、補正が必要な状況は少ないかもしれない。
 - むしろ、ある一定年齢を超えると退職給付の増額が極端に少なくなるか、全然なくなるケースが増えてきていると思われる。提供される労働のサービスの質はそれに比例して減少する場合もあろうが、そうでないケースの方がずっと多いのではないか。そのような場合に、「給付算定式に従う方法」では当該期間の期間帰属費用（勤務費用）の負担が極端に少なくなることになるが、はたしてそれで良いのか。このような状況の場合、「勤務期間定額基準」の方が期間帰属の方法としては優れているのではないか。
- ・ 用語の問題で、「期間定額基準」は当初の会計基準で使われ現在まで踏襲されてきているが、benefit/ years of service method の翻訳であり、また内容をよりの確に表現する上では「勤務期間定額基準」と変更した方が良い。

以上